



ねえねえ、高橋さん

相続登記は司法書士!

相続登記の義務化が始まったの知ってる?



ええっ! そうなの? 知らなかったわ



相続で不動産の取得を知った日から
3年以内に相続登記等の手続きをしないと…

10万円以下の過料が科されるかもしれないんだよ!



困ったわね…どうしようかしら…



安心して、高橋さん!

相続登記の専門家・司法書士に相談してみて!
手続きをお願いできるよ

ありがとう、しほ~しし!

早速『しほサーチ』で
近くの司法書士さんを探してみるわね

日本司法書士会連合会
公式キャラクター
しほ~しし®



8月3日は司法書士の日

クイズキャンペーン

実施期間 令和8年 7.24[金]~8.28[金]まで

クイズ

正当な理由がなく相続登記をしない場合、
〇〇が科される可能性があります

上の〇に当てはまるものをお選びください ▶ ① 罰金 ② 過料 ③ 科料 ※「過料」とは、行政罰であり、刑事罰である「罰金」や「科料」とは異なります。

ヒント▼

クイズの正解者から抽選で50名様に2,000円分の
高橋恵子&しほ~ししオリジナルQUOカードをプレゼント!

クイズの回答は
こちらから!





令和6年4月から相続登記が義務化されました



相続登記促進親善大使
高橋 恵子

相続登記は
司法書士に
相談してね

相続登記は司法書士にご相談ください

予約受付フリーダイヤル **0120-13-7832** 相続登記
相談センター

お近くの司法書士を探すなら
任せて安心、すぐに探せる

公式ナビ▶ **しほサーチ** | 🔍

<https://souzoku.shiho-shoshi.or.jp/lp/>

